消防設備保守点検業務共通仕様書

１．業務の目的

本業務は、消防設備の保守点検を主たる任務とし、これらの諸設備が正常かつ円滑に作動するよう維持管理及び保守を行うことにより、利用者の安全確保に供することを目的として行う。

２．業務の対象

業務の対象となる設備は、別途定める「業務内容書」のとおりとする。

３．業務内容

本業務は、消防設備の機器・総合点検及び機器点検を消防法に基づき行う。

ただし、本仕様書に記載されていない事項でも消防設備として必要ある事項は受託者の負担において保守・手入れ及び各種試験測定を実施し常に正常に動作するようにすること。

業務内容については、別途定める業務内容書のとおりとする。

４．履行期間

令和　4　年　4　月　1　日　から　令和　5　年　3　月　31　日　まで

５．規律・服装

受託者は、業務従事者に次に掲げる事項を遵守すること。

（１）市の職員として守るべき事項（地方自治法・地方公務員法・古河市条例規則等に定めるもの）については、職員に準ずる。また、関係法令を遵守し、本業務を実施すること。

（２）勤務中は、受託者制定の衣服を着用し、受託者の名称及び自らの氏名を記載した名札を着けて勤務すること。

（３）勤務中は、礼儀正しく、応接は懇切丁寧とし、粗暴にわたる言動はしないこと。

（４　酒気をおびての勤務はしないこと。

（５）所定の場所以外での喫煙、その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

６．業務提供条件

受託者は、次の事項を実施すること。

（１）受託者は、本契約上の義務を遂行するため、本業務に従事する者を専任する場合には、責任感厚く、誠実で健康な者を従事させること。

（２）本業務に従事する者の故意または過失等により、庁舎の利用者または設置機材等に傷害または損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において、全ての補償をすること。

（３）業務を遂行するために必要な権限は、委託者が受託者に附与し、かつ業務の運営並びに指揮の権限は、受託者が有する。

７．業務履行の際の注意点

（１）業務実施責任者の選任

受託者は、本業務に従事する者のうち１名を業務実施の責任者として選任し、委託者との連絡調整に当たらせること。

（２）技術員の専任

受託者は、本業務を実施するにあたり必要な資格を有する者を技術員として専任すること。

（３）業務実施予定の連絡

受託者は業務実施予定工程表に則り、業務の実施を予定する１週間前に事前に委託者に連絡を入れ、業務実施の承諾を受けること。

（４）業務実施（完了）の報告

受託者は業務を実施（完了）したときは、業務の実施（完了）後、速やかに委託者に書面にて報告すること。

（５）業務の記録及び文書等の整理

受託者は、本業務を実施するうえで必要な事項を記録し、文書や図面等を整理し委託者から求めがあった場合には提出すること。

①設備設置時における原簿や図面等の記録及び保管

②その他必要な書類

（６）守秘義務

受託者は、この仕様に定める業務を履行するうえで知り得た委託者の秘密及びその他の事項を一切、他に漏らさないこと。

（７）経費の負担

本業務を実施するための経費は、受託者が負担すること。ただし、次の経費については、委託者が負担するが、その使用にあたっては十分注意するとともに、極力節約に努め、衛生に留意すること。

①業務を実施するために最低限必要となる光熱水費

②部品の消耗等により交換が必要な部品費（委託者の過失によるもの・契約内容に含むものを除く）

③その他委託者が必要と認める経費

（８）その他の留意事項

①本業務に従事する者は、市の事務事業並びに庁舎内の秩序に支障を与えないように配慮して業務を実施すること。

②委託者は、受託者がこの仕様に定める業務を行うために職務上の情報を必要の範囲内において提供する。

③この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて相応の協議の上決定する。